

令和5年第6回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年6月22日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 ~ 閉会:午後2時25分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:小室高志、教育長職務代理者:吉澤貴美子、教育委員:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長:鈴木敦史、次長:島村信之、次長:池田いずみ、学務課長:根本薫、 学校給食課長:濱野訓枝、生涯学習課長:成田佳輝、地域交流センター長:海老澤敦司、美術館副館長:小栗美代子、 学務課学校総務係課長補佐:木村拓夫、学務課学校総務係主任:根本知尋
議 案	報告第14号 筑西市立学校給食センター運営委員の委嘱について 報告第15号 筑西市教育支援委員会委員の委嘱について 報告第16号 公民館運営審議会委員の委嘱について 議案第24号 筑西市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について 議案第25号 筑西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 議案第26号 筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について 議案第27号 しもだて美術館運営協議会委員の委嘱について 議案第28号 しもだて美術館資料収集検討委員会委員の委嘱について
議事の概要	教 育 長: ただ今より、令和5年第6回筑西市教育委員会定例会を開会します。 2. 報告事項に入ります。(1)令和5年第2回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等ございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。それでは3. 議事に入ります。報告第14号「筑西市立学校給食センター運営委員の委嘱について」、報告をお願いします。 学校給食課長: 報告第14号「筑西市立学校給食センター運営委員の委嘱について」、ご説明します。 筑西市立学校給食センター運営委員は、筑西市立学校給食センター条例に基づき、給食の内容や給食費に関する

ることなどを調査審議し、その結果を教育委員会に報告していただく組織です。任期については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間をお願いしています。今回の委嘱は、運営委員の委嘱を受けている方のうち、役職交代や定期人事異動などにより変わられる方に対して、新たに委員をお願いするものです。なお、今回新たに委嘱する委員の任期ですが、運営委員会規則第4条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間と記してあることから、1年間をお願いするものです。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第14号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。続きまして、報告第15号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

池 田 次 長： 報告第15号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」、ご説明します。筑西市教育支援委員会は、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、適正な就学支援等の教育支援を行うための調査審議を行い、その結果を教育委員会に報告していただく組織です。当支援委員会委員の任期が令和5年3月31日をもって終了したことから、改めて委員を選出し、委嘱するものです。委員については、筑西市教育支援委員会条例第3条の規定に基づき、学校教育関係者、専門委員、児童福祉施設職員等より選出し、計35名に委嘱しています。また、委員の任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間となります。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第15号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。続きまして、報告第16号「公民館運営審議会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

地域交流センター長： 報告第16号「公民館運営審議会委員の委嘱について」、ご説明します。当審議会委員の任期が令和5年5月31日で終了したことから、改めて委員を選出し、委嘱するものです。委員は、筑西市立公民館条例第5条の規定により、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」の中から委嘱しています。また、令和4年8月に当審議会から答申を受けた「地区公民館の運営方法の見直し」を現在進めていることから、委員選出にあたりましては、この答申に携わっていた委員に再任いただくことを基本とし、団体の代表者が変更になった場合は新規に依頼

することとしました。このことから、公民館運営審議会委員を再任 13 名、新任 8 名、計 21 名に委嘱するものです。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、報告第 16 号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。続きまして、議案第 24 号「筑西市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第 24 号「筑西市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。制定改廃の理由、目的等ですが、令和 5 年度の組織機構の改編に伴い、組織名称や事務分掌を実情に合わせて整理するものです。主な制定改廃の内容ですが、今年度の組織改編に伴い、昨年度までの「義務教育学校整備推進課」と「施設整備課」が統合され「義務教育学校整備課」となりました。また、「生涯学習課」と「文化スポーツ課」が統合され「生涯学習課」となります。

そのほかの変更点としては、昨年度までのグループ制から係制へ変更となっていますので、例えば、学務課であれば「学務課学校総務グループ」が「学務課学校総務係」と名称が変更されています。また、明野幼稚園の廃止に伴い、「あけの子育て支援センター」も廃止となりましたので、この業務を削除しています。また、関城地区の河内公民館と黒子公民館の廃止に伴い、それぞれ事務分掌から削除しています。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第 24 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第 24 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 24 号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第 25 号「筑西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第 25 号「筑西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。制定改廃の理由、目的等ですが、令和 6 年度から、明野地区の小中学校が統合して「明野五葉学園義務教育学校」が開校すること、また、明野幼稚園が閉園することに伴い、公印の名称や印影を定めている規則を改正するものです。主な制定改廃の内容ですが、これまで、公印の名称を「〇〇小学校、又は〇〇中学校」と

いう名前だけを想定していましたが、明野五葉学園の開校にも対応できるよう、カッコ書きで（学園）という文字を入れています。また、明野幼稚園関係の公印を3つ（一般用、賞状用、園長印）を削除します。施行日は、令和6年4月1日からとなります。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第25号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第25号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第25号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第26号「筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第26号「筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について」、ご説明します。
「筑西市訪問型家庭教育支援事業の実施に関する規則」第5条の規定により、委員の任期が、委嘱の日から当該年度の末日までとなっており、令和4年度に委嘱しました委員の任期が令和5年3月31日で満了となったことから、新たに委嘱するものです。委員の任期につきましては、委嘱の日から令和6年3月31日までとなります。
説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第26号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第26号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第26号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第27号「しもだて美術館運営協議会委員の委嘱について」、議案第28号「しもだて美術館資料収集検討委員会委員の委嘱について」、併せて説明をお願いします。

美術館副館長： 議案第27号「しもだて美術館運営協議会委員の委嘱について」、ご説明します。
筑西市しもだて美術館条例第5条及び筑西市しもだて美術館条例施行規則第8条において、当該協議会の委員は10人以内をもって組織する、任期は2年とし、再任を妨げない、とされています。現在8名の方に委員

を委嘱しており、委嘱期間が令和5年6月30日で満了となることから、令和5年7月1日からの2年間について新たに委嘱するものです。8名中6名は再任となり、新任となる2名の方についてはそれぞれ、茨城県立近代美術館、茨城県陶芸美術館より推薦をいただいております。

続きまして、議案第28号「しもだて美術館資料収集検討委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

筑西市しもだて美術館美術資料収集要綱第4条及び第5条において、当該委員会の委員は6人以内をもって組織する、任期は2年とし、再任を妨げない、とされています。現在5名の方に委員を委嘱しており、委嘱期間が令和5年6月30日で満了となることから、令和5年7月1日からの2年間について新たに委嘱するものです。5名全員が再任となります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、議案第27号、議案第28号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、議案第27号、議案第28号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第27号、議案第28号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和5年第6回筑西市教育委員会定例会を閉会します。

協 議